

## 第十章 公の施設

## (公の施設)

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

## (公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

## (公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

- 2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。
- 3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。  
(公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求)

第二百四十四条の四 普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

- 2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
- 4 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

○佐倉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

平成17年6月29日条例第21号

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

**第2条** 市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募しなければならない。

- (1) 管理を行う公の施設の概要
- (2) 申請の資格
- (3) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (4) 指定の期間
- (5) 申請の方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(指定管理者の指定の申請)

**第3条** 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 指定を受けようとする公の施設の管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）
- (2) 指定を受けようとする公の施設の管理に係る収支計画書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(申請の資格の制限)

**第4条** 市長又は議員が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体は、指定管理者の指定の申請をすることができない。

(指定管理者の候補者の選定)

**第5条** 市長は、第3条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らし、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 事業計画書による公の施設の運営が、市民の平等な利用を確保するものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公の施設の設置の目的を達成するために市長が必要と認める基準

2 市長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、佐倉市指定管理者審査委員会の意見を聴いた上で総合的に判断するものとする。

(指定管理者の候補者の選定の特例)

**第6条** 市長は、第3条の規定による申請がなかった場合、前条第1項各号に掲げる基準を満たす団体がなかった場合等により指定管理者の候補者の選定ができない状態において、当該公の施設について直ちに指定管理者を指定しなければ著しく公益が損なわれるおそれがあると認めるときは、第2条、第3条及び前条に規定する手續を経ずに指定管理者の候補者を選定することができる。

2 市長は、一の指定管理者が併せて複数の公の施設（教育委員会が管理するものを含む。以下この項において同じ。）の管理を行うことによってより事業効果が期待できると認められる場合であつて、当該複数の公の施設のいずれかについて現に指定管理者に管理を行わせているものがあるときは、一の指定管理者に管理を行わせることができるまでの間に限り、第

2条、第3条及び前条に規定する手続を経ずに、当該現に管理を行わせている指定管理者を当該複数の公の施設の指定管理者の候補者として選定することができる。

3 市長は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の規定による手続その他の公の施設の整備等における民間の資金、経営能力、技術的能力等を活用する手法による手続により選定した団体（法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置された附属機関による調査審議を経て選定した団体に限る。）が公の施設の建設又は改修及び管理を行う場合は、当該公の施設について、第2条、第3条及び前条に規定する手続を経ずに当該団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

4 市長は、地域の運営によってより事業効果が期待できると認められる公の施設については、第2条に規定する手続を経ずに当該地域の地縁による団体（法第260条の2第1項に規定するものをいう。）等を指定管理者の候補者として選定することができる。

5 市長は、公共施設の再配置（佐倉市公共施設再配置審議会設置条例（令和5年佐倉市条例第18号）第2条に規定する公共施設の再配置をいう。）その他本市の施策を考慮し、特定の団体に管理を行わせることが合理的であると認める公の施設については、第2条に規定する手続を経ずに指定管理者の候補者を選定することができる。

（指定管理者の指定）

**第7条** 市長は、第5条又は前条の規定により選定した候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

（協定の締結）

**第8条** 指定管理者の指定を受けた団体は、規則で定める事項について、市長と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

（事業報告書の作成及び提出）

**第9条** 指定管理者は、毎年度終了後2月以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第11条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して1月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

（1） 管理業務の実施状況及び利用状況

（2） 利用料金の収入の実績

（3） 管理に係る経費の収支状況

（4） 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために市長が必要と認める事項

（業務報告の聴取等）

**第10条** 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況に関し定期に又は必要に応じて報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

（指定の取消し等）

**第11条** 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、市はその賠償の責めを負わない。

3 第7条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。

（地位の承継等）

第11条の2 指定管理者として指定された法人等について、合併、分割（当該指定管理者とし

ての業務の全部を承継させるものに限る。) その他これらに類する行為があったときは、合併後存続する法人等、合併により設立された法人等、分割により当該指定管理者としての業務の全部を承継した法人等又は合併若しくは分割に類する行為により当該指定管理者としての業務の全部を承継した法人等は、当該指定管理者として指定された法人等の当該指定管理者としての地位を承継する。

- 2 市長は、前項の規定により指定管理者としての地位を承継した法人等について、当該公の施設の管理を行うことが適当でないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(原状回復の義務)

**第12条** 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復しないことについて承認をしたときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

**第13条** 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(情報の管理等)

**第14条** 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨にのっとり、個人情報が適切に保護されるよう、当該公の施設の管理に当たって保有する個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他保有する個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下この項において「従事者」という。）は、当該公の施設の管理に当たって知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職を退いた後においても、同様とする。

- 3 指定管理者は、佐倉市情報公開条例（平成13年佐倉市条例第2号）の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に係る情報を適正に管理しなければならない。

(佐倉市指定管理者審査委員会)

**第15条** 指定管理者の候補者の選定について、市長の諮問に応じて調査及び審議するため、佐倉市指定管理者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- 2 審査委員会は、委員6人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募による市民
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

- 3 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 審査委員会は、必要があると認めるときは、指定に係る公の施設の管理運営について専門的知識を有する者の意見を求め、又は関係者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 6 前各項に定めるもののほか、審査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(市長による管理)

**第16条** 市長は、第11条第1項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の理由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の管理の業務の全部又は一部を自ら行う

ことができる。

- 2 前項の規定により市長が公の施設の管理の業務の全部又は一部を自ら行う場合において、当該指定管理者の収入として収受させている当該公の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）があるときは、市長は、自ら管理の業務を行う直前の利用料金の額を使用料として徴収するものとする。
- 3 市長は、前項の使用料について、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除し、又は還付することができる。
- 4 指定管理者が行う管理の業務に関する当該公の施設の管理に係る条例の規定は、第1項の規定により市長が自ら行う管理の業務について準用する。この場合において、当該規定に関する技術的読替えその他必要な事項は、規則で定める。

（教育委員会が所管する公の施設への適用）

**第17条** 教育委員会が所管する公の施設について、この条例を適用する場合においては、第2条、第3条、第5条から第10条まで、第11条第1項、第12条、第13条、第15条第1項並びに前条の見出し、同条第1項及び第4項中「市長」とあるのは「教育委員会」と、第4条中「市長」とあるのは「市長、教育委員会の委員」と、第6条第2項中「教育委員会」とあるのは「市長」と、前条第2項中「市長が」とあるのは「教育委員会が」と、「自ら」とあるのは「教育委員会自ら」と、第2条、第3条、第8条、前条第4項及び次条中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

（委任）

**第18条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年佐倉市条例第32号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

**附 則**（平成17年9月30日条例第26号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

**附 則**（平成20年7月7日条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例による改正前の佐倉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第15条第1項の規定により置かれた佐倉市指定管理者選定委員会及びその委員は、この条例の施行の日において、改正後の佐倉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第15条第1項の規定により置かれた佐倉市指定管理者審査委員会及びその委員となり、同一性をもって存続するものとする。

**附 則**（平成26年9月30日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和4年12月23日条例第33号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則**（令和6年3月29日条例第7号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

○佐倉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

平成17年6月29日規則第87号

(趣旨)

**第1条** この規則は、佐倉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年佐倉市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募に明示する事項)

**第2条** 条例第2条第6号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市が指定管理者に支払うべき管理の費用の基準となる額
  - (2) 利用料金に関する事項
  - (3) 条例第3条各号に掲げる書類の具体的内容
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- (申請の手續)

**第3条** 条例第3条の申請書は、佐倉市公の施設指定管理者指定申請書（別記様式第1号）とする。

2 条例第3条第1号の事業計画書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本方針に関する事項
- (2) 業務計画に関する事項
- (3) 運営体制及び組織に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 条例第3条第2号の収支計画書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 収入に係る計画及びその説明に関する事項
- (2) 支出に係る計画及びその説明に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

4 条例第3条第3号の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの
  - (2) 登記事項証明書（申請する団体が法人の場合に限る。）
  - (3) 市長が指定する年度に係る事業報告書、損益計算書（又は収支計算書）、貸借対照表及び財産目録
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (申請の資格)

**第4条** 条例第3条に規定する指定管理者の指定を受けようとする団体（複数の団体が共同して指定管理者の指定を受けようとする場合は、その構成員である団体）は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 当該団体の責めに帰すべき事由により本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない団体
- (2) 本市又は他の地方公共団体から複数の団体が共同して指定管理者の指定を受けた場合であって、当該複数の団体の責めに帰すべき事由により当該指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないときに、その構成員であった団体
- (3) 当該団体の役員（法人以外の団体にあっては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体
  - ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する能力を有しない者
  - イ 破産者で復権を得ないもの
  - ウ 指定管理者の指定の手續において、公正な手續を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
- (4) 破産手續開始の決定を受けた法人
- (5) 本市における一般競争入札への参加を制限されている団体
- (6) 市税を滞納している団体

2 前項に掲げるもののほか、必要とする申請の資格については、市長が別に定める。

(選定結果及び指定の通知)

**第5条** 市長は、条例第5条の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、申請をした全ての団体に対し、佐倉市公の施設指定管理者候補者選定結果通知書（別記様式第2号）によりその選定結果を通知するものとする。

2 市長は、条例第7条第1項の規定により指定管理者を指定したときは、当該指定管理者に対し、佐倉市公の施設指定管理者指定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。  
(協定書に定める事項)

**第6条** 条例第8条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 利用料金に関する事項
- (3) 管理経費の額及び支払方法に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (6) 管理の業務に当たって知り得た個人情報の保護に関する事項
- (7) 施設内の物品の所有権の帰属に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項  
(事業報告書)

**第7条** 条例第9条の事業報告書は、別記様式第4号によるものとする。

(審査委員会の組織等)

**第8条** 条例第15条の佐倉市指定管理者審査委員会（以下「審査委員会」という。）に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。
- 6 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 7 委員は、指定管理者に応募した団体の代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている場合は、その審議に加わることができない。
- 8 審査委員会の庶務は、資産管理経営室において処理する。
- 9 この規則に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。

(補則)

**第9条** この規則に定めるもののほか、公の施設の指定管理者の指定の手続等に関して必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成18年7月21日規則第59号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成20年3月31日規則第13号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成20年7月7日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成22年5月31日規則第23号）

この規則は、平成22年6月1日から施行する。（後略）



別記

様式第 1 号（第 3 条関係）

佐倉市公の施設指定管理者指定申請書

年 月 日

（あて先）佐倉市長

所在地

団体名

代表者職氏名

印

佐倉市公の施設の指定管理者の手續等に関する条例第 3 条の規定により、次の公の施設について指定管理者の指定を受けたいので申請します。

公の施設の名称

様式第 2 号（第 5 条関係）

第 号  
年 月 日

団体名

代表者職氏名 様

佐倉市長 印

佐倉市公の施設指定管理者候補者選定結果通知書

年 月 日付けで申請がありました公の施設の指定管理者の指定における候補者の選定については、以下の理由により 選定しました  
選定しませんでした ので通知します。

1 公の施設の名称

2 理由

様式第 3 号（第 5 条関係）

第 号  
年 月 日

団体名

代表者職氏名 様

佐倉市長 印

佐倉市公の施設指定管理者指定通知書

年 月 日付けで申請のありました公の施設の指定管理者の指定について、佐倉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 7 条第 1 項の規定により、以下のとおり貴団体を当該公の施設の指定管理者として指定します。

1 公の施設の名称

2 指定の期間

年 月 日から 年 月 日まで

様式第 4 号（第 7 条関係）

事 業 報 告 書

年 月 日

（あて先）佐倉市長

団体名

代表者職氏名

印

次の公の施設について、 年度の業務が完了しましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項及び佐倉市公の施設の指定管理者の手續等に関する条例第 9 条の規定により報告します。

1 公の施設の名称

2 添付書類

（1） 管理業務の実施状況及び利用状況

（2） 利用料金の収入の実績

（3） 管理に係る経費の収支状況

（4） その他

○佐倉市営自転車駐車場の設置及び管理に関する条例

平成 5 年 3 月 31 日 条例第 19 号

改正

平成 5 年 10 月 1 日 条例第 35 号

平成 5 年 12 月 22 日 条例第 44 号

平成 8 年 3 月 29 日 条例第 9 号

平成 9 年 3 月 28 日 条例第 24 号

平成 11 年 12 月 22 日 条例第 42 号

平成 15 年 6 月 26 日 条例第 30 号

平成 16 年 6 月 28 日 条例第 20 号

平成 17 年 9 月 30 日 条例第 30 号

平成 20 年 12 月 26 日 条例第 38 号

平成 24 年 3 月 26 日 条例第 5 号

平成 25 年 10 月 1 日 横書き施行

平成 25 年 12 月 24 日 条例第 39 号

平成 27 年 3 月 19 日 条例第 22 号

平成 28 年 12 月 26 日 条例第 44 号

令和元年 7 月 10 日 条例第 4 号

佐倉市営自転車駐車場の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定により、佐倉市営自転車駐車場の設置及び管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第 2 条** 市内の駅周辺の自転車の駐車秩序を確立し、道路交通の円滑化及び自転車利用者の利便を図るため、佐倉市営自転車駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

(名称、位置及び利用対象車両)

**第 3 条** 駐車場の名称、位置及び利用対象車両は、別表第 1 のとおりとする。

(指定管理者による管理)

**第 4 条** 市長は、駐車場の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に駐

車場の管理を行わせるものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

**第5条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 駐車場の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (2) 駐車場の利用の許可に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める業務

(供用時間)

**第6条** 駐車場の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。

(利用資格者)

**第7条** 駐車場を利用することができる者は、利用しようとする各駐車場に最も近い駅（別表第1に定める最寄り駅をいう。）の改札口から直線で500メートルを超える距離に往復地（当該利用に係る自転車等を使用して当該駐車場との間を往復することとなる住所又は通勤先若しくは通学先をいう。）がある者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときについては、この限りでない。

- (1) 一時利用者であるとき。
- (2) 当該駐車場に空きがあるとき。
- (3) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。

(利用の許可)

**第8条** 前条の規定により駐車場を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 利用許可を申請できる車両は、申請者1人につき1台とする。

3 利用許可の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、一時利用者の利用許可に係る有効期間は、一の利用許可につき、その都度指定管理者が許可した期間内における1回の入退場の間とする。

4 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可をしないことができる。

- (1) 申請者が前条に規定する資格者でないと認められるとき。
- (2) 申請者が駐車場の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 駐車場の収容可能台数を超えることとなるとき。
- (4) その他駐車場の管理上支障があると認められるとき。

5 指定管理者は、利用の許可に際し、駐車場の管理上必要な条件を付けることができる。

(許可の取消し等)

**第9条** 指定管理者は、前条の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその許可に係る利用を制限することができる。

- (1) 第7条に規定する資格者に該当しなくなったとき（同条第2号の規定に該当して利用者となった者については、その利用する駐車場が同号に該当しなくなったときを除く。）。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により利用許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (4) その他駐車場の管理上支障があると認められるとき。

(利用に係る権利の譲渡等の禁止)

**第10条** 利用者は、駐車場の利用に係る権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用料金)

**第11条** 利用者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 一時利用者以外の者に係る利用料金は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 一時利用者に係る利用料金は、別表第3に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の減免)

**第12条** 指定管理者は、利用者（一時利用者を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 利用者の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯であるとき。
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けているとき。
- (3) その他市長が定める基準に従い、指定管理者が特に必要と認めるとき。

(利用料金の還付)

**第13条** 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付するものとする。

- (1) 利用者が利用許可の有効期間の終了する前に利用を廃止した場合で、当該有効期間の残余月数が1箇月以上あるとき。

(2) 利用者が利用を開始する前に利用できなくなったとき。

(3) その他市長が定める基準に従い、指定管理者が特に必要と認めるとき。

(損害賠償の義務)

**第14条** 利用者は、駐車場の利用に際し、その施設又は附属設備等をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、その賠償額を減額し、又は免除することができる。

(市及び指定管理者の免責)

**第15条** 駐車場内において第三者に起因して生じた利用者の損害については、市及び指定管理者は、その責任を負わない。

(委任)

**第16条** この条例に定めるもののほか、駐車場の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成5年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 駐車場の利用許可の申請及び許可決定並びに手数料の納入手続その他この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成5年10月1日条例第35号)

この条例は、平成5年10月1日から施行する。

附 則 (平成5年12月22日条例第44号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月29日条例第9号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月28日条例第24号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年12月22日条例第42号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の佐倉市営自転車駐車場の設置及び管理に関する条例第4条、第6条及



## 【規程 4】

び別表第2の規定は、平成12年4月1日以後の佐倉市営自転車駐車場の利用について適用し、同日前の佐倉市営自転車駐車場の利用については、なお従前の例による。

### 附 則（平成15年6月26日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成16年6月28日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成17年9月30日条例第30号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に改正前の佐倉市営自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の規定により市長がした許可その他の行為及び市長に対してなされた申請その他の行為（同日以後の利用に係るものに限る。）は、この条例による改正後の佐倉市営自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の相当規定によって指定管理者がした許可その他の行為又は指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

### 附 則（平成20年12月26日条例第38号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の佐倉市営自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の規定に基づく駐車場の利用許可の申請及び許可決定並びに利用料金の納入手続その他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

### 附 則（平成24年3月26日条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の佐倉市営自転車駐車場の設置及び管理に関する条例に基づき京成ユーカリが丘駅北口歩道側自転車駐車場の利用に係る許可を受けている者は、この条例による改正後の佐倉市営自転車駐車場の設置及び管理に関する条例に基づき京成ユーカリが丘駅北口自転車駐車場の利用に係る許可を受けた者とみなす。

## 附 則（平成25年12月24日条例第39号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## 附 則（平成27年3月19日条例第22号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （１） 第２条の規定 この条例の公布の日から起算して１年を超えない範囲内において規則で定める日（平成27年規則第10号で、平成27年4月1日から施行）
- （２） 第３条の規定 前号に掲げる規定の施行の日から起算して１年を超えない範囲内において規則で定める日（平成27年規則第39号で、平成27年8月13日から施行）

## 附 則（平成28年12月26日条例第44号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 附 則（令和元年7月10日条例第4号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表第１（第３条、第７条関係）

| 名称              | 位置             | 利用対象車両                                  | 最寄り駅         |
|-----------------|----------------|-----------------------------------------|--------------|
| J R 佐倉駅北口自転車駐車場 | 佐倉市表町三丁目10番地2  | 自転車<br>第一種原動機付<br>自転車<br>第二種原動機付<br>自転車 | J R 線<br>佐倉駅 |
| J R 佐倉駅南口自転車駐車場 | 佐倉市大崎台一丁目18番地1 | 自転車<br>第一種原動機付<br>自転車<br>第二種原動機付<br>自転車 | J R 線<br>佐倉駅 |
| 京成佐倉駅北口水路自転車駐車場 | 佐倉市宮前三丁目41番地2  | 自転車<br>第一種原動機付                          | 京成線<br>京成佐倉駅 |

|                 |                  |                                         |              |
|-----------------|------------------|-----------------------------------------|--------------|
|                 |                  | 自転車<br>第二種原動機付<br>自転車                   |              |
| 京成佐倉駅南口自転車駐車場   | 佐倉市栄町12番地 6      | 自転車<br>第一種原動機付<br>自転車<br>第二種原動機付<br>自転車 | 京成線<br>京成佐倉駅 |
| 京成臼井駅北口第一自転車駐車場 | 佐倉市稻荷台一丁目10番地11  | 自転車<br>第一種原動機付<br>自転車<br>第二種原動機付<br>自転車 | 京成線<br>京成臼井駅 |
| 京成臼井駅北口第二自転車駐車場 | 佐倉市稻荷台一丁目 7 番地 8 | 自転車<br>第一種原動機付<br>自転車<br>第二種原動機付<br>自転車 | 京成線<br>京成臼井駅 |
| 京成臼井駅南口自転車駐車場   | 佐倉市王子台三丁目30番地 6  | 自転車<br>第一種原動機付<br>自転車<br>第二種原動機付<br>自転車 | 京成線<br>京成臼井駅 |
| 京成志津駅北口自転車駐車場   | 佐倉市上志津1672番地 7   | 自転車<br>第一種原動機付<br>自転車<br>第二種原動機付<br>自転車 | 京成線<br>志津駅   |
| 京成志津駅南口自転車駐車場   | 佐倉市上志津1660番地38   | 自転車                                     | 京成線          |

|                            |                       |                                         |                |
|----------------------------|-----------------------|-----------------------------------------|----------------|
|                            |                       | 第一種原動機付<br>自転車<br>第二種原動機付<br>自転車        | 志津駅            |
| 京成ユーカリが丘駅前上座跨<br>線橋下自転車駐車場 | 佐倉市上座592番地 3          | 自転車<br>第一種原動機付<br>自転車<br>第二種原動機付<br>自転車 | 京成線<br>ユーカリが丘駅 |
| 京成ユーカリが丘駅南口自転<br>車駐車場      | 佐倉市南ユーカリが丘522番<br>地 1 | 自転車<br>第一種原動機付<br>自転車<br>第二種原動機付<br>自転車 | 京成線<br>ユーカリが丘駅 |
| 京成大佐倉駅南口自転車駐車<br>場         | 佐倉市大佐倉164番地 1         | 自転車<br>第一種原動機付<br>自転車<br>第二種原動機付<br>自転車 | 京成線<br>大佐倉駅    |

## 備考

- 1 自転車とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- 2 第一種原動機付自転車とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第1条第2項に規定する第一種原動機付自転車をいう。
- 3 第二種原動機付自転車とは、道路運送車両法施行規則第1条第2項に規定する第二種原動機付自転車をいう。
- 4 J R 線とは、東日本旅客鉄道株式会社の鉄道路線をいう。
- 5 京成線とは、京成電鉄株式会社の鉄道路線をいう。

別表第 2（第11条関係）

| 利用者   | 場所 | 利用料金の上限額（年額） |                              |
|-------|----|--------------|------------------------------|
|       |    | 自転車          | 第 1 種原動機付自転車<br>第 2 種原動機付自転車 |
| 一般    | 屋内 | 7,960円       | 11,940円                      |
|       | 屋外 | 3,980円       | 5,970円                       |
| 高校生以下 | 屋内 | 3,420円       | 11,940円                      |
|       | 屋外 | 1,710円       | 5,970円                       |

## 備考

- 1 市外居住者の利用については、区分における利用料金の 2 倍の金額を上限とする。
- 2 第 8 条第 3 項本文に規定する期間の途中において利用許可を受ける場合の利用料金の額は、区分における利用料金の額を月割計算したものに当該利用許可を受ける日の属する月以後の月数を乗じて得られた額とする。この場合において、当該金額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第 3（第11条関係）

| 区分                       | 利用料金の上限額（1 回につき） |      |
|--------------------------|------------------|------|
| 自転車                      | 1 日              | 110円 |
| 第一種原動機付自転車<br>第二種原動機付自転車 | 1 日              | 220円 |

注 1 日とは、午前 0 時から午後 12 時までを単位とする期間をいう。

○佐倉市営自転車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則

平成 5 年 3 月 31 日規則第 9 号

改正

平成 5 年 12 月 22 日規則第 36 号

平成 6 年 3 月 31 日規則第 12 号

平成 17 年 3 月 31 日規則第 77 号

平成 17 年 9 月 30 日規則第 111 号

平成 21 年 1 月 19 日規則第 2 号

平成 25 年 10 月 1 日横書き施行

平成 28 年 3 月 31 日規則第 40 号

令和 2 年 11 月 2 日規則第 42 号

佐倉市営自転車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、佐倉市営自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 5 年佐倉市条例第 19 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(利用許可手続等)

**第 2 条** 佐倉市営自転車駐車場（以下「駐車場」という。）の利用許可の申請をしようとする者（次条第 1 項に規定する一時利用申請者を除く。）は、佐倉市営自転車駐車場利用許可申請書（別記様式第 1 号。以下「利用許可申請書」という。）を指定管理者（条例第 4 条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 指定管理者は、利用許可申請書を、当該申請者が利用しようとする日の属する月の 4 箇月前から受け付けるものとする。

3 指定管理者は、利用許可申請書を受理したときは、その内容を審査し、駐車場の利用を許可するときは当該申請者に利用料金の納入通知書を送付し、許可しないときは佐倉市営自転車駐車場利用不許可決定通知書（別記様式第 2 号）により当該申請者に通知するものとする。

4 前項の納入通知書を受けた申請者は、利用料金を納入しなければならない。

5 指定管理者は、申請者が前項の利用料金を納入したときは、佐倉市営自転車駐車場利用許可証（別記様式第 3 号。以下「許可証」という。）及び佐倉市営自転車駐車場利用許可標（別記様式第 4 号。以下「許可標」という。）を当該申請者に交付するものとする。

6 前項の許可証及び許可標の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、車両後部の見やす

## 【規程 5】

い位置に当該許可標を貼付するとともに、駐車場の利用に際しては許可証を携帯し、駐車場管理者の指示があったときは、当該許可証を提示しなければならない。

**第3条** 駐車場の一時利用をしようとする者（以下「一時利用申請者」という。）は、利用日当日に、利用料金を納入しなければならない。

2 指定管理者は、一時利用申請者が前項の利用料金を納入したときは、佐倉市営自転車駐車場一時利用券（別記様式第5号。以下「一時利用券」という。）を当該一時利用申請者に交付するものとする。

3 前項の一時利用券の交付を受けた者（以下「一時利用者」という。）は、車両の見やすい位置に当該一時利用券を貼付しなければならない。

（利用許可事項の変更）

**第4条** 利用者は、利用許可事項の変更をしようとするときは、速やかに佐倉市営自転車駐車場利用許可事項変更申請書（別記様式第6号）に許可証及び許可標を添えて指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可事項変更届を受理し、変更の承認をしたときは、変更後の許可証及び許可標を当該利用者に交付するものとする。

（許可証等の再交付）

**第5条** 利用者は、許可証又は許可標を紛失又は破損したために再交付を受けようとするときは、佐倉市営自転車駐車場利用許可証・許可標再交付申請書（別記様式第7号）により指定管理者に申請しなければならない。

（利用者等の遵守事項）

**第6条** 利用者及び一時利用者は、駐車場の利用に際して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 盗難等を防止するため、車両には住所及び氏名を明記するとともに、施錠等必要な措置を講ずること。
- （2） ラック、区画線等に従い、車両を整理して駐車すること。
- （3） ゴミその他の廃棄物を駐車場内に放置し、又は散乱させないこと。
- （4） 駐車場内では、駐車場管理者の指示に従うこと。
- （5） その他駐車場の管理に支障となる行為をしないこと。

（利用の廃止）

**第7条** 許可証の有効期間が終了する前に利用を廃止しようとする利用者は、佐倉市営自転車駐車

場利用廃止届（別記様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

（利用許可の取消し）

**第 8 条** 指定管理者は、条例第 9 条の規定により駐車場の利用許可を取り消すときは、佐倉市営自転車駐車場利用許可取消書（別記様式第 9 号）により利用者に通知するものとする。

（利用料金の減免）

**第 9 条** 条例第12条の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、利用許可申請書に佐倉市営自転車駐車場利用料金減免申請書（別記様式第10号）を添えて指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請を審査し、利用料金の減免を決定したときは、佐倉市営自転車駐車場利用料金減免決定通知書（別記様式第11号）を添えて申請者に通知するものとする。

（利用料金の還付）

**第10条** 条例第13条の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、佐倉市営自転車駐車場利用料金還付申請書（別記様式第12号）により指定管理者に申請しなければならない。

2 利用許可の有効期間の終了前に利用を廃止した場合の還付額の算定は、申請者の納入した利用料金の月割額に残余月数を乗じて得た金額とする。

3 利用開始日より前に利用を廃止したときの還付額は、申請者が納入した利用料金の全額とする。

（補則）

**第11条** この規則に定めるもののほか、駐車場の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 5 年10月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 駐車場の利用許可の申請及び許可決定並びに手数料の納入手続その他この規則を施行するために必要な行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成 5 年12月22日規則第36号）

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月31日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年 3 月31日規則第77号）

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。



附 則（平成17年 9 月30日規則第111号）

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 1 月19日規則第 2 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の佐倉市営自転車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則の規定により作成された様式で、その用紙が現に残存しているものについては、当面の間、所要の補正を加えて使用することができる。

附 則（平成28年 3 月31日規則第40号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年11月 2 日規則第42号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。（後略）

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の様式であって、その用紙が現に残存しているものについては、当分の間、その用紙に所要の補正を加えて使用することができる。

別記

様式第 1 号（第 2 条関係）

|      |  |
|------|--|
| 許可番号 |  |
|------|--|

## 佐倉市営自転車駐車場利用許可申請書

（宛先）指定管理者

佐倉市営自転車駐車場の利用許可を申請します。

|                  |            |                                         |                         |                  |                 |                                         |  |
|------------------|------------|-----------------------------------------|-------------------------|------------------|-----------------|-----------------------------------------|--|
| 利<br>用<br>者      | 1 市内 2 市外  | 〒                                       | —                       |                  |                 |                                         |  |
|                  | フリガナ       |                                         |                         |                  |                 |                                         |  |
|                  | 住 所        | 市町<br>郡村                                |                         |                  |                 |                                         |  |
|                  | フリガナ       |                                         |                         | 電話番号             | ( )             |                                         |  |
|                  | 氏 名        |                                         |                         |                  |                 |                                         |  |
|                  | 生年月日       | 年 月 日                                   |                         |                  |                 |                                         |  |
|                  | 区 分        | 1 一般 2 高校生以下                            |                         |                  |                 |                                         |  |
|                  | 利用目的       | 1 通勤 2 通学 3 その他 ( )                     |                         |                  |                 |                                         |  |
| 利用車両を記入してください。   |            |                                         |                         |                  |                 |                                         |  |
| 1 自転車            |            |                                         | 2 (第 1 種・第 2 種) 原動機付自転車 |                  |                 |                                         |  |
| 第一希望駐車場コード       |            | ( )                                     |                         | 第一希望駐車場コード ( )   |                 |                                         |  |
| 第二希望駐車場コード       |            | ( )                                     |                         | 第二希望駐車場コード ( )   |                 |                                         |  |
| 利<br>用<br>車<br>両 | 車 両        | 1 実用車 2 軽快車<br>3 スポーツ車 4 その他            |                         | 利<br>用<br>車<br>両 | 登録番号 (ナンバープレート) |                                         |  |
|                  | メーカー       | ( ) コード表より記入してください。                     |                         |                  | 市町村名            |                                         |  |
|                  | 車体番号       |                                         |                         |                  | ひらがな            |                                         |  |
|                  | 車体の色       | 1 赤 2 白 3 黒<br>4 青 5 銀 6 緑<br>7 その他 ( ) |                         |                  | 番 号             |                                         |  |
|                  | 防犯登録<br>番号 |                                         |                         |                  | 車体の色            | 1 赤 2 白 3 黒<br>4 青 5 銀 6 緑<br>7 その他 ( ) |  |
|                  |            |                                         |                         |                  |                 |                                         |  |

※該当番号に○をつけるか又は記入してください。

- 1 複写となっていますので、ボールペン等で強く書いてください。
- 2 許可番号欄は、記入しないでください。
- 3 利用者の区分が高校生以下のときは、学校の身分証明書等を提示してください。
- 4 収容台数を超える申込みがあった場合は、先着順（一次受付のみ抽選）となります。

様式第 2 号（第 2 条関係）

## 佐倉市営自転車駐車場利用不許可決定通知書

年 月 日

様

指定管理者

印

次の佐倉市営自転車駐車場の利用については、下記の理由により不許可としましたので通知します。

|             |                 |
|-------------|-----------------|
| 利用申請駐車場名    |                 |
| 利 用 申 請 期 間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 利 用 目 的     | 通勤・通学・その他（ ）    |
| 利 用 申 請 車 両 |                 |

記

理由

---



---



---



---

この処分に不服がある場合には、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して）6か月以内に、指定管理者を被告として、提起することができます。

様式第 3 号（第 2 条関係）  
（表）

|                                                                                                                                                            |                    |     |                 |          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|-----|-----------------|----------|
| 6.0cm                                                                                                                                                      | 佐倉市営自転車駐車場利用許可証    |     |                 |          |
|                                                                                                                                                            | 許 可 番 号            |     | 区 分             | 一般・高校生以下 |
|                                                                                                                                                            | 利用 者               | 住 所 |                 |          |
|                                                                                                                                                            |                    | 氏 名 |                 |          |
|                                                                                                                                                            | 利 用 許 可<br>駐 車 場 名 |     | (屋内・屋外)         |          |
|                                                                                                                                                            | 利用許可期間             |     | 年 月 日から 年 月 日まで |          |
| <p>上記のとおり、佐倉市営自転車駐車場の利用を許可します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日発行</p> <p style="text-align: right;">指定管理者 <span style="float: right;">印</span></p> |                    |     |                 |          |
|                                                                                                                                                            | 9.0cm              |     |                 |          |

（裏）

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6.0cm | <p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 駐車場の利用に際しては、この許可証を携帯してください。</li> <li>2 許可標は、自転車等の車両後部の見やすい位置に貼付してください。</li> <li>3 盗難等を防止するため、車両には住所・氏名等を明記するとともに、施錠等必要な措置をしてください。</li> <li>4 車両は、ラック、区間線等に従い、整理して駐車してください。</li> <li>5 ごみその他の廃棄物を駐車場内に放置し、又は散乱させないでください。</li> <li>6 駐車場内では、駐車場管理者の指示に従ってください。</li> <li>7 駐車場の利用を必要としなくなったときは、速やかに届け出てください。</li> <li>8 その他駐車場の管理に支障となるような行為をしないようにお願いします。</li> </ol> |
|       | 9.0cm                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

様式第 4 号（第 2 条関係）

佐倉市営自転車駐車場利用許可標

原

許可標

第 一 号

年度

年度の数字を大きく入れる。

佐 倉 市

駐車場名

自

7.0 cm

4.0 cm

様式第 5 号（その 1）（第 3 条関係）

|                                                                                                                |                                                                |  |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|--|--|
| 10.0<br>cm                                                                                                     | No.                                                            |  |  |
|                                                                                                                | <p>自転車一時利用券</p> <p>本券を自転車の</p> <p>見やすい場所に</p> <p>貼付してください。</p> |  |  |
| <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>年 月 日まで</p> <p>1 回限り有効</p> </div> |                                                                |  |  |
| <p>年 月 日</p> <p>佐 倉 市</p>                                                                                      |                                                                |  |  |
| 5.0cm                                                                                                          |                                                                |  |  |

(その2)

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10.0<br>cm | <div style="text-align: right;">No.</div> <div style="text-align: center;"> <p>原動機付自転車一時利用券</p> <p>本券を原動機付自転車の</p> <p>見やすい場所に</p> <p>貼付してください。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>年    月    日まで</p> <p>1 回限り有効</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>年    月    日</p> <p>佐   倉   市</p> </div> |
|            | 5.0cm                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

## 様式第 6 号（第 4 条関係）

## 佐倉市営自転車駐車場利用許可事項変更申請書

年 月 日

（宛先）指定管理者

申請者氏名

電話（ ）

佐倉市営自転車駐車場の利用許可事項を変更したいので申請します。

|                                    |                                                               |                                               |                                                               |
|------------------------------------|---------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 許 可 番 号                            | 第 番 第 号                                                       |                                               |                                                               |
| 現在許可を受けて<br>いる車両                   | <input type="checkbox"/> 自転車                                  | <input type="checkbox"/> （第 1 種・第 2 種）原動機付自転車 |                                                               |
| 現在許可を受けて<br>いる駐車場名                 | (屋内・屋外)                                                       |                                               |                                                               |
| 変 更 事 項                            | <input type="checkbox"/> 住所変更                                 | <input type="checkbox"/> 車両変更                 | <input type="checkbox"/> その他（ ）                               |
| 新                                  |                                                               | 旧                                             |                                                               |
| 住 所                                |                                                               | 住 所                                           |                                                               |
| 氏 名                                |                                                               | 氏 名                                           |                                                               |
| 区 分                                | 一般・高校生以下                                                      | 区 分                                           | 一般・高校生以下                                                      |
| 車<br><br><br><br><br><br><br><br>両 | <input type="checkbox"/> 自転車<br>車 種<br>メーカー<br>車体番号<br>車体の色   | 車<br><br><br><br><br><br><br><br>両            | <input type="checkbox"/> 自転車<br>車 種<br>メーカー<br>車体番号<br>車体の色   |
|                                    | <input type="checkbox"/> （第 1 種・第 2 種）原動機付自転車<br>登録番号<br>車体の色 |                                               | <input type="checkbox"/> （第 1 種・第 2 種）原動機付自転車<br>登録番号<br>車体の色 |

## 注意

- 1 住所又は氏名を変更するときは、許可証を添えてください。
- 2 車両を変更するときは、許可証及び許可標を添えてください。
- 3 駐車場を変更したいときは、新たに利用許可申請をしてください。



様式第 7 号（第 5 条関係）

許可証  
佐倉市営自転車駐車場利用 再交付申請書  
許可標

年 月 日

（宛先）指定管理者

申請者氏名

電話 （ ）

佐倉市営自転車駐車場の許可証・許可標の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

|         |                                                                |  |    |          |
|---------|----------------------------------------------------------------|--|----|----------|
| 利用者     | 住 所                                                            |  | 区分 | 一般・高校生以下 |
|         | 氏 名                                                            |  |    |          |
| 許 可 番 号 | 第 番 第 号                                                        |  |    |          |
| 駐 車 場 名 | (屋内・屋外)                                                        |  |    |          |
| 利用許可車両  | <input type="checkbox"/> 自転車<br>車 種<br>メーカー<br>車体番号<br>車体の色    |  |    |          |
|         | <input type="checkbox"/> (第 1 種・第 2 種) 原動機付自転車<br>登録番号<br>車体の色 |  |    |          |
| 申請理由    |                                                                |  |    |          |

注意

許可証を破損したときは、その許可証を添えてください。

様式第 8 号（第 7 条関係）

## 佐倉市営自転車駐車場利用廃止届

年 月 日

（宛先）指定管理者

申請者氏名

電話 （ ）

次のとおり、佐倉市営自転車駐車場の利用を廃止したいので届け出ます。

|        |     |                                                                            |    |          |
|--------|-----|----------------------------------------------------------------------------|----|----------|
| 利用者    | 住 所 |                                                                            | 区分 | 一般・高校生以下 |
|        | 氏 名 |                                                                            |    |          |
| 利用許可番号 |     | 第 番 第 号                                                                    |    |          |
| 許可年月日  |     | 年 月 日                                                                      |    |          |
| 利用車両   |     | <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> （第 1 種・第 2 種）原動機付自転車 |    |          |
| 駐車場名   |     | (屋内・屋外)                                                                    |    |          |
| 利用許可期間 |     | 年 月 日から 年 月 日まで                                                            |    |          |
| 利用目的   |     | 通勤・通学・その他（ ）                                                               |    |          |
| 備考     |     |                                                                            |    |          |

注意

交付を受けている許可証及び許可標を添付してください。

様式第 9 号（第 8 条関係）

佐倉市営自転車駐車場利用許可取消書

年 月 日

様

指定管理者

印

佐倉市営自転車駐車場の利用許可を、下記のとおり取り消します。

なお、駐車場内にあなたの自転車等が駐車してある場合には、速やかに撤去するとともに、交付されている許可証及び許可標を返還してください。

記

1 利用者名

2 許可番号 第 番 第 号

3 許可日 年 月 日

4 駐車場名 (屋内・屋外)

5 理 由

この処分に不服がある場合には、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して） 6 か月以内に、指定管理者を被告として、提起することができます。

様式第10号（第9条関係）

## 佐倉市営自転車駐車場利用料金減免申請書

年 月 日

（宛先）指定管理者

申請者氏名

電話 （ ）

次のとおり、佐倉市営自転車駐車場の利用料金の減額・免除を申請します。

|           |                                                                        |
|-----------|------------------------------------------------------------------------|
| 利 用 車 両   | <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> （第1種・第2種）原動機付自転車 |
| 利用駐車場名    | (屋内・屋外)                                                                |
| 利 用 期 間   | 年 月 日から 年 月 日まで                                                        |
| 利 用 者 区 分 | 一般・高校生以下                                                               |
| 減 免 申 請 額 | 円      (減免後の金額      円)                                                 |
| 申請理由      |                                                                        |

注意

申請理由を証明する書類を添えてください。

様式第11号（第9条関係）

## 佐倉市営自転車駐車場利用料金減免決定通知書

年 月 日

様

指定管理者

印

佐倉市営自転車駐車場の利用料金について、次のとおり決定しましたので通知します。

|           |                                                                        |
|-----------|------------------------------------------------------------------------|
| 利 用 車 両   | <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> （第1種・第2種）原動機付自転車 |
| 利用駐車場名    | (屋内・屋外)                                                                |
| 利 用 期 間   | 年 月 日から 年 月 日まで                                                        |
| 利 用 者 区 分 | 一般・高校生以下                                                               |
| 減 免 金 額   | 円      (減免後の金額      円)                                                 |
| 備考        |                                                                        |

様式第12号（第10条関係）

## 佐倉市営自転車駐車場利用料金還付申請書

年 月 日

（宛先）指定管理者

申請者氏名

電話 （ ）

次のとおり、佐倉市営自転車駐車場の利用料金の還付を申請します。

|        |                                                                        |  |              |          |
|--------|------------------------------------------------------------------------|--|--------------|----------|
| 利用者    | 住 所                                                                    |  | 区分           | 一般・高校生以下 |
|        | 氏 名                                                                    |  |              |          |
| 利用許可番号 | 第 番 第 号                                                                |  |              |          |
| 許可年月日  | 年 月 日                                                                  |  |              |          |
| 利用車両   | <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> （第1種・第2種）原動機付自転車 |  |              |          |
| 駐車場名   | (屋内・屋外)                                                                |  |              |          |
| 利用許可期間 | 年 月 日から                                                                |  | 年 月 日まで（ 箇月） |          |
| 利用した期間 | 年 月 日から                                                                |  | 年 月 日まで（ 箇月） |          |
| 利用目的   | 通勤・通学・その他（ ）                                                           |  |              |          |
| 還付申請額  | 円（納入済額 円）                                                              |  |              |          |
| 申請理由   |                                                                        |  |              |          |

注意

申請理由を証明する書類を添えてください。

（指定管理者の情報公開）

**第22条** 指定管理者（地方自治法第244条の2第3項の規定により本市の公の施設の管理を行うものをいう。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に当たって保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、指定管理者に対し、情報公開を推進するため前項に定める必要な措置を講ずるよう指導を行わなければならない。

○個人情報の保護に関する法律（抄）

平成十五年五月三十日号外法律第五十七号

（安全管理措置）

**第六十六条** 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

（従事者の義務）

**第六十七条** 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第七十六条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第八章 罰則

**第七十六条** 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第六十六条第二項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第二百二十一条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第八十条** 第七十六条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第八十三条** 第七十六条、第七十七条及び第七十九条から第八十一条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。